

## 横浜市一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針

横浜市において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条及び第7条の2に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針を次のとおり定め、法第6条第2項第4号に規定する一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項の一部として、これを位置づけるものとします。

### 1 取扱廃棄物の種類が一般廃棄物（ごみ（横浜市が収集するものを除く））である一般廃棄物収集運搬業の許可方針

- (1) 一般廃棄物収集運搬業（ごみ）については、現在許可を受けている事業者により、適正処理が確保されているため、新たな許可は行いません。
- (2) 取扱廃棄物の種類が、動物及びその汚物、木くず若しくは生ごみであって、本市処理施設に搬入することがない場合、又は、取扱廃棄物が車道清掃に伴い収集するごみの場合にあっては、引き続き許可を行います。

### 2 取扱廃棄物の種類が一般廃棄物（浄化槽汚泥等のし尿を含む汚泥、及びディスポーザ排水処理システム汚泥）である一般廃棄物収集運搬業の許可方針

一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥等のし尿を含む汚泥、及びディスポーザ排水処理システム汚泥）については、現在許可を受けている事業者により、適正処理が確保されているため、新たな許可は行いません。

### 3 その他

- (1) 上記1（1）及び2について、本市若しくは既存の許可を受けている事業者による処理が困難な廃棄物が発生した場合など、一般廃棄物処理計画に適合した場合は、この限りではありません。
- (2) 上記1（2）及び2について、当該許可を受けた事業者が、法第7条の2に基づき、取扱廃棄物の種類を「ごみ」と変更する許可を申請しても、許可は行いません。

### 4 施行期日

平成30年1月1日